

平成 27 年 2 月 2 日

一般社団法人茨城県経営者協会会長 殿
茨城県商工会議所連合会会長 殿
茨城県商工会連合会会長 殿
茨城県中小企業団体中央会会長 殿

「働き方改革」に向けた取組に関する要請書

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

こうした中、茨城県における労働時間の現状をみますと、平成 25 年の一月当たりの総実労働時間は 150.0 時間、同所定外労働時間は 13.9 時間（いずれも事業所規模 5 人以上）と、全国と比べて長時間労働が顕著となっています。また、平成 24 年の週間就業時間 60 時間以上の労働者の割合は 8.5%、平成 25 年の年次有給休暇の取得率は 55.76%と、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）における一定の経済成長を前提とした政府目標である「2020 年までの目標」「5 割減」（具体的には 5%）、「70%」に向けて一層の取組が求められている状況にあります。

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定した『日本再興戦略』改訂 2014－未来への挑戦－におきましても、「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるなど、長時間労働の抑制等働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊かつ重要な課題です。

また、平成 26 年 11 月 28 日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、これを具体化する上で、長時間労働の抑制等をはじめとする働き方改革についても、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の支援による「ひとの創生」や、地域における雇用の質を重視した「しごとの創生」にも資するものとして取り組む必要があるものです。

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、働き方に時間的・地域的制約を伴う人々が職業キャリアを継続し能力発揮できる環境の整備などに向けて、企業において長時間労働をはじめとする拘束度の高い働き方を見直すことが求められています。

企業において働き方の見直しを効果的に進めるためには、企業トップの発意による自主的な取組が不可欠です。

そこで、茨城労働局においては、働き方改革の実現に向けた取組を強化するため、1月9日、私（茨城労働局長）を本部長として「茨城労働局働き方改革推進本部」を設置したところです。

働き方改革推進本部においては、所定外労働時間の削減、休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化に取り組むこととしたところです。

長時間労働の抑制や休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

茨城労働局働き方改革推進本部本部長
茨城労働局長

中屋敷 勝也

平成 27 年 2 月 16 日

日本労働組合総連合会茨城県連合会会長 殿

「働き方改革」に向けた取組に関する要請書

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

こうした中、茨城県における労働時間の現状をみますと、平成 25 年の一月当たりの総実労働時間は 150.0 時間、同所定外労働時間は 13.9 時間（いずれも事業所規模 5 人以上）と、全国と比べて長時間労働が顕著となっています。また、平成 24 年の週間就業時間 60 時間以上の労働者の割合は 8.5%、平成 25 年の年次有給休暇の取得率は 55.76%と、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）における一定の経済成長を前提とした政府目標である「2020 年までの目標」「5 割減」（具体的には 5%）、「70%」に向けて一層の取組が求められている状況にあります。

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定した『日本再興戦略』改訂 2014－未来への挑戦－におきましても、「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるなど、長時間労働の抑制等働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊かつ重要な課題です。

また、平成 26 年 11 月 28 日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、これを具体化する上で、長時間労働の抑制等をはじめとする働き方改革についても、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の支援による「ひとの創生」や、地域における雇用の質を重視した「しごとの創生」にも資するものとして取り組む必要があるものです。

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、働き方に時間的・地域的制約を伴う人々が職業キャリアを継続し能力発揮できる環境の整備などに向けて、企業において長時間労働をはじめとする拘束度の高い働き方を見直すことが求められています。

企業において働き方の見直しを効果的に進めるためには、企業トップの発意による自主的な取組が不可欠です。

そこで、茨城労働局においては、働き方改革の実現に向けた取組を強化するため、1月9日、私（茨城労働局長）を本部長として「茨城労働局働き方改革推進本部」を設置したところです。

働き方改革推進本部においては、所定外労働時間の削減、休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化に取り組むこととしたところです。

長時間労働の抑制や休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

つきましては、貴連合会におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、各企業において労使協議を行い「働き方改革」が進むよう、ご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

茨城労働局働き方改革推進本部本部長

茨城労働局長

中屋敷 勝也